

## ○岡山県警察術科に関する訓令

(平成 26 年 5 月 30 日警察訓令第 17 号)

**改正** 平成 29 年 3 月 16 日警察訓令第 15 号 平成 29 年 4 月 19 日警察訓令第 25 号  
平成 31 年 4 月 9 日警察訓令第 10 号 令和元年 6 月 5 日警察訓令第 14 号  
令和 2 年 11 月 13 日警察訓令第 23 号 令和 3 年 4 月 1 日警察訓令第 10 号  
令和 4 年 3 月 22 日警察訓令第 15 号 令和 4 年 12 月 12 日警察訓令第 47 号  
令和 5 年 9 月 28 日警察訓令第 52 号 令和 5 年 12 月 4 日警察訓令第 60 号

岡山県警察術科に関する訓令を次のように定める。

### 岡山県警察術科に関する訓令

#### 目次

- 第 1 章 総則(第 1 条―第 3 条)
- 第 2 章 訓練推進体制(第 4 条)
- 第 3 章 訓練指導体制(第 5 条―第 10 条)
- 第 4 章 術科推進委員会(第 11 条―第 13 条)
- 第 5 章 訓練(第 14 条―第 22 条)
- 第 6 章 技能審査(第 23 条―第 30 条)
- 第 7 章 体力検定等(第 31 条―第 40 条)
- 第 8 章 安全管理(第 41 条―第 43 条)
- 第 9 章 雑則(第 44 条・第 45 条)
- 附則

#### 第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この訓令は、岡山県警察(以下「県警察」という。)が行う術科に関し、必要な事項を定めることにより、警察官が職務執行を行う上で重要かつ不可欠な術科訓練の組織的かつ計画的な実施に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この訓令において「術科」とは、総合対処法、柔道、剣道、逮捕術、拳銃、救急法及び体育をいう。

(術科修得の心構え)

第 3 条 警察官は、術科の修得が不断の努力による修練によって初めて得られるものであることを自覚し、常に、心身の鍛練、技術の向上及び実力のかん養に努めなければならない。

#### 第 2 章 訓練推進体制

(訓練推進体制)

第4条 警察本部長(以下「本部長」という。)は、県警察における術科訓練を確実にかつ積極的に推進するため、訓練推進体制を確立するものとする。

2 訓練推進体制は、次の者で構成する。

(1) 総括訓練責任者

ア 総括訓練責任者は、術科訓練の計画及び実施を総括するものとし、警務部長をもって充て、術科訓練に係る事項について各訓練責任者に指示するものとする。

イ 警務部教養課長(以下「教養課長」という。)は、総括訓練責任者を補佐するものとする。

(2) 訓練責任者

ア 訓練責任者は、所属における術科訓練を安全、計画的かつ確実に実施する責任を負うものとし、所属長をもって充てる。

イ 所属長が警察官でない所属は、当該所属の警視又は警部の階級にある警察官の中から、所属長が訓練責任者を指定することができるものとする。

(3) 訓練推進責任者

ア 訓練推進責任者は、訓練責任者を補佐するとともに、年間を通じた効果的かつ効率的な訓練(以下「通常訓練」という。)の計画を策定し、術科ごとに定めた訓練要綱の履修基準が修得できるよう訓練を推進するものとし、次の職にある者をもって充てることができる。

(ア) 所属の次長、副隊長、副校長及び副署長(以下「次長等」という。)

(イ) 次長等が警察官でない所属は、当該所属の警視、警部等の階級にある警察官の中から訓練責任者が指定する者

イ 警察本部の訓練推進責任者は、教養課長の管理下で行う警察本部員対象の術科訓練(以下「本部員訓練」という。)に自所属員を計画的に参加させるものとする。

(4) 訓練立会責任者

訓練立会責任者は、安全管理の徹底及び各種事故防止を図るため、別に定めるところにより、訓練に立会するものとする。

### 第3章 訓練指導体制

(訓練指導体制)

第5条 県警察における術科技能の充実及び指導能力の向上並びに安全管理の徹底を図るため、次の役職を定め、その選考基準及び呼称については、別表第1のとおりとする。

(1) 師範

(2) 教師

(3) 助教師

(4) 指導員

2 師範、教師及び助教師の総称を術科指導職とする。

(術科指導職及び指導員の任務)

第6条 師範は、教師、助教師及び指導員の業務を統括し、術科訓練の充実及び指導能力の向上に努め、安全管理の徹底を図るものとする。また、優秀な術科技能を有する人材を確保するため、積極的な採用活動に取り組むものとする。

2 教師は、師範を補佐し、術科に関する企画立案、訓練状況の管理等を行い、術科訓練の浸透を図るとともに、助教師、指導員及び別に定める基幹要員を指導するものとする。

3 助教師は、師範及び教師を補佐し、訓練状況を把握し、より実戦的かつ効果的な訓練指導を実施するとともに、指導員及び基幹要員の指導を行うものとする。

4 指導員は、所属の訓練における訓練の浸透及び受傷事故防止を図り、実戦的かつ効果的な指導を行うものとする。

(術科指導職等の任免)

第7条 教養課長は別表第1の基準に該当する者で人格及び訓練指導能力が特に優れている者を推薦し、本部長は師範に係る指定を、総括訓練責任者は教師及び助教師に係る指定を、当該推薦を受けた者の中からそれぞれ行うものとする。

2 指導員は、別表第1の基準に該当する者で、訓練責任者が推薦した者の中から、総括訓練責任者が指定するものとする。

3 術科指導職及び指導員(以下「術科指導職等」という。)の任期は、指定の日から1年とする。

4 術科指導職等が、異動により配置換え等を命ぜられ、又は退職したときは、その発令をもって解任したものとみなす。

(術科指導職等の派遣)

第8条 訓練責任者は、特別に訓練が必要と認めるときは、術科指導職等の配置のある他の訓練責任者に対し派遣を要請することができる。ただし、拳銃助教師及び拳銃指導員の派遣要請及び派遣は行うことができないものとする。

2 教養課長は、前項に規定する要請がなされたときのほか、訓練に関し、必要があると認めるときは、当該所属に対し、術科指導職等を派遣することができる。

3 派遣された術科指導職等は、派遣先の訓練責任者の下、訓練指導を行うものとし、訓練終了後、派遣を受けた所属は、別に定める訓練日誌(以下「訓練日誌」という。)の写しを速やかに派遣元の所属に送付するものとする。

(術科指導職等の育成)

第9条 総括訓練責任者は、県警察の術科技能及び指導力向上のため、特に助教師、指導員その他特に指定した者に対して、講習等を開催し、術科指導に必要な技能及び知識を修得させるなど、計画的な育成に努めるものとする。

(術科指導職等以外の指導体制)

第10条 この訓令に定める術科指導職等以外の訓練指導者等を置く必要があるときの指導体制は、別に定める術科訓練要綱で定める。

#### 第4章 術科推進委員会

(術科推進委員会の設置)

第11条 警察本部に、岡山県警察術科推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の組織及び運営)

第12条 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、次の各号に掲げる職の区分に応じ、当該各号に定める職にある者を充てる。

(1) 委員長 警務部長

(2) 委員 警務部厚生課長、教養課長、警察学校長(以下「学校長」という。)、術科指導職その他本部長が必要と認めた者

2 委員長は委員会を招集し、会務を統括することができる。

3 委員会の審議結果は、本部長に報告し、その承認を経て推進する。

4 委員会の庶務は、教養課において処理する。

(委員会の任務)

第13条 委員会の任務は、次のとおりとする。

(1) 術科訓練、術科大会等に関する年間計画を策定すること。

(2) 術科の段級審査、術科技能検定(以下「技能審査」という。)、警察体力検定及び体力テスト(以下「体力検定等」という。)を実施し、段級位の認定を行うこと。

(3) 技能審査及び体力検定等の受検者並びに未受検者についての把握、管理等、術科に関し必要な事務を行うこと。

(4) 警察官の体力水準の向上に関する施策を講じること。

(5) 術科訓練に関する施設を管理すること。

(6) 術科訓練の安全管理措置基準の制定及び安全基本対策の樹立に関すること。

(7) 術科訓練に起因する事故に係る調査、統計及び分析を行い、再発防止の措置を講ずること。

(8) 術科訓練の安全教育の実施及び安全意識の高揚に関すること。

(9) その他安全かつ効果的な訓練を推進するために必要な措置を講ずること。

#### 第5章 訓練

(通常訓練)

第14条 訓練推進責任者は、通常訓練により、別に定める術科訓練要綱の履修基準が修得できるように訓練を推進させるものとする。

特に、柔道、剣道及び逮捕術については、「術科訓練の日」を設定するなど、所属における術科訓練の推進及び技能向上を図るものとする。

2 警察本部において通常訓練を実施するときは、術科指導職の下で訓練を実施するものとする。

(特別訓練)

第 15 条 訓練推進責任者は、所属の実情に応じた、暑中稽古、寒稽古、県下術科大会事前訓練又は技能審査事前訓練(以下「特別訓練」という。)を行うとともに、所属内における術科大会並びに隣接署等との合同訓練及び対抗試合を積極的に計画し、実施するものとする。

2 警察本部において特別訓練を実施するときは、教養課長は、当該訓練を統括する訓練責任者を指定するものとする。

また、訓練を統括する訓練責任者は、訓練員の中から適任者を指導員に指定し、訓練を実施させるものとする。

(特別強化訓練)

第 16 条 本部長は、高度な技能及び指導力を体得させるため別に定める特別訓練要綱により特別強化訓練を実施するものとする。

(巡回指導)

第 17 条 総括訓練責任者は、事前に策定した訓練計画に基づき術科指導職を所属へ派遣し、術科訓練の指導に当たらせるものとする。

(特別指導)

第 18 条 総括訓練責任者は、所属の通常訓練及び特別訓練(以下「訓練等」という。)を通じて、訓練が低調な者に対し、本部員訓練に招致するなどして訓練を行わせることができるものとする。

(段級位の取得)

第 19 条 訓練責任者は、所属員の柔道、剣道、逮捕術、拳銃及び救急法の技能審査受検有資格者を把握し、積極的な技能審査の受検を奨励するものとする。

なお、全ての警察官に対して、次の各号に掲げる術科の区分に応じ、当該各号に定める段級位以上の取得を目標として継続的に訓練を実施させるものとする。

- (1) 柔道 3 段
- (2) 剣道 3 段
- (3) 逮捕術 中級
- (4) 拳銃 中級
- (5) 救急法 初級

(訓練結果の記録及び報告並びに訓練低調者への措置)

第 20 条 訓練推進責任者は、訓練等の参加者及び訓練内容を把握するため、訓練実施の都度、訓練日誌を作成し、職員情報の管理に関するシステム(以下「システム」という。)に訓練結果を登録するものとする。

2 本部員訓練を実施したときは、教養課において訓練日誌を作成し、その写しを訓練員の所属する訓練推進責任者に送付するものとする。

3 警察本部において特別訓練を実施したときは、当該訓練を統括する所属の訓練推進責任者が訓練実施の都度、訓練日誌を作成し、その写しを訓練員が所属する訓練推進責任者に送付するものとする。

4 訓練責任者及び訓練推進責任者は、所属における訓練推進状況をシステム等により把握するものとし、訓練免除者を除く訓練低調者に対しては、本部員訓練及び隣接警察署等が行う訓練に参加させるなど補完措置を講じるものとする。

(訓練免除者)

第 21 条 次のいずれかに該当する者は、別に定める訓練免除者申請書により、訓練責任者に報告の上、システムに登録することにより、訓練を免除することができるものとする。

(1) 長期療養中の者

(2) 医師の診断により 1 か月以上の長期治療が必要な者

(3) 産休、育休等を取得中の者

(4) 訓練責任者が訓練に参加することに支障があると認めた者

(訓練要領)

第 22 条 術科における訓練対象者、訓練履修基準、訓練要領等は別に定める。

#### 第 6 章 技能審査

(技能審査の目的)

第 23 条 技能審査は、術科教養及び平素の術科訓練の成果を検証し、その結果に基づき、より効果的な教養及び訓練の浸透を図ることを目的とする。

(技能審査の実施)

第 24 条 術科における技能審査は、委員会が必要と認めるとき及び訓練責任者から要請があったときに実施するものとする。

(受審資格及び技能審査内容)

第 25 条 技能審査の受検資格及び技能審査内容については、別表第 2 の基準のとおりとする。

(審査の申請)

第 26 条 訓練責任者は、技能審査を受ける者について別に定める技能審査申請書を委員長に提出しなければならない。ただし、警察学校に入校中の者は、学校長が委員長に提出するものとする。

(審査結果の報告)

第 27 条 委員会は、審査の結果を本部長に報告するものとする。

(合格の取消し)

第 28 条 本部長は、審査にあたり、不正行為又はふさわしくない行為があったと認めるときは、委員会の意見を聴取の上、その者の合格を取り消すことができる。

(結果の管理及び活用)

第 29 条 委員会は、技能審査の結果をシステムへ登録し、管理するものとする。

(他機関で行った技能審査の効力)

第 30 条 岡山県警察以外の警察で行った術科に関する技能審査に合格した者及び公益財団法人講道館又は公益財団法人全日本剣道連盟の昇段審査等に合格し段級位を有している者は、この訓令の規定により合格した者とみなす。

#### 第 7 章 体力検定等

(体力検定等の目的)

第 31 条 体力検定等は、個々の体力の現状を正確に認識し、健康管理及び基礎体力の強化に対する意欲を醸成し、現場執行力の強化につなげることを目的とする。

(体力検定等の対象及び実施回数)

第 32 条 体力検定等は、毎年度 1 回以上、全警察官が実施するものとする。

(測定責任者の配置)

第 33 条 訓練責任者は、体力検定等の安全管理の万全を期し、適正かつ円滑に実施するため、体育指導員の中から測定責任者を指定するものとする。

2 測定責任者は、訓練立会責任者を兼ねることはできないものとする。

(体力検定等の種目)

第 34 条 体力検定等の種目については、次のとおりとする。

(1) 警察体力検定の種目は、「J A P P A T (ジャパット)」とする。

(2) 体力テストの種目は、次のとおりとする。

ア 握力

イ 上体起こし

ウ 長座体前屈

エ 反復横とび

オ 20m シャトルラン(往復持久走)

カ 立ち幅とび

(実施方法)

第 35 条 体力検定等の実施方法は、J A P P A T 実施マニュアル及びスポーツ庁の新体力テスト実施要項(以下「マニュアル等」という。)の定めるところによるものとする。

(手続き及び申請)

第 36 条 訓練責任者は、体力検定等を実施したときは、その結果を速やかに委員長に報告し、級位の認定を申請するものとする。

(結果の評価)

第 37 条 委員会は、別表第 3 に基づき級位を認定するものとする。

(結果の管理及び活用)

第 38 条 委員会は、体力検定等の認定結果をシステムへ登録し管理するものとする。

2 委員会は、体力検定等の所属ごとの傾向等を分析し、これを教養訓練の施策に反映させるものとする。

(体力検定等の級位の効力)

第 39 条 体力検定等の級位は、認定の日から翌年度末までを有効期間とする。ただし、当該有効期間内に新たな級位の認定を受けたときは、その級をもって有効な級位とする。

(留意事項)

第 40 条 体力検定等の実施に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 測定責任者の指示及びマニュアル等に従い、適正かつ安全に実施すること。
- (2) 実施日を早期に示達するなど、受検者が心身ともに健康な状態で受検できるよう配慮すること。
- (3) 実施前は、施設及び使用器具の安全点検を確実に実施するとともに、受検者の健康状態、既往症等を把握し、体力検定等の実施に支障がないことを確認すること。
- (4) 実施場所の気温及び湿度に配慮し、熱中症事故防止に努めること。
- (5) 運動に適した服装を着用させるとともに、準備運動及び整理運動を十分に行わせ、受傷事故防止に努めること。

なお、警察体力検定を実施する際には、検定終了直後の転倒を防止するための補助員を必ず配置すること。

- (6) 実施中は、常に受検者の動静に注視し、異常を認めたときは、直ちに体力検定等を中断させ必要な措置を講ずること。

## 第 8 章 安全管理

(術科安全管理者)

第 41 条 術科訓練時の安全管理を徹底するため、所属に術科安全管理者(以下「管理者」という。)を置き、訓練責任者をもって充てる。

2 管理者は、委員会と緊密に連絡をとりながら、次に定める事項を推進するものとする。

- (1) 委員会が別に定める基準に係る実施及び指導監督に関すること。
- (2) 安全管理の実態把握に関すること。
- (3) 事故の調査、検討及び報告に関すること。
- (4) 安全教育及び安全意識の高揚の実施に関すること。
- (5) その他委員会が指示する事項に関すること。

(術科訓練時の留意事項)

第 42 条 術科指導職等は、訓練時の術科訓練安全管理の措置基準を遵守するとともに、管理者の指示に従い、実効のある訓練を行わなければならない。

2 訓練員は、意欲的かつ真剣な態度で訓練に取り組み、訓練に関する諸規則を遵守するとともに、術科指導職等の指示に従い、真摯に訓練に取り組みなければならない。



(事故報告)

第 43 条 管理者は、術科訓練中におおむね全治 1 か月以上を要する受傷事故が発生したときは、術科訓練受傷事故調査表(様式第 1 号)により、速やかに委員長に報告しなければならない。

第 9 章 雑則

(その他)

第 44 条 前条までに定めるもののほか、各術科別に報告を要する事項等は、別に定める。

(文書の保存)

第 45 条 文書の保存は、次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
術科訓練受傷事故調査表	教養課	1 年

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。  
(岡山県警察事務決裁規程の一部改正)
- 2 岡山県警察事務決裁規程(平成 11 年岡山県警察訓令第 7 号)の一部を次のように改正する。

以下 略

(関係訓令の廃止)

- 3 次に掲げる訓令は、廃止する。
  - (1) 岡山県警察術科技能検定規程(昭和 29 年岡山県警察訓令第 13 号)
  - (2) 岡山県警察柔剣道段級審査規程(昭和 33 年岡山県警察訓令第 6 号)
  - (3) 岡山県警察の術科指導職等に関する訓令(昭和 63 年岡山県警察訓令第 18 号)
  - (4) 岡山県警察体力検定等に関する訓令(平成 14 年岡山県警察訓令第 34 号)  
(段位等に関する経過措置)
- 4 この訓令の施行の際、現に有している術科の段位及び級位は、なお従前の例による。

附 則(平成 29 年 3 月 16 日警察訓令第 15 号)

この訓令は、平成 29 年 3 月 22 日から施行する。

附 則(平成 29 年 4 月 19 日警察訓令第 25 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 31 年 4 月 9 日警察訓令第 10 号)

この訓令は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年6月5日警察訓令第14号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年11月13日警察訓令第23号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年4月1日警察訓令第10号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年3月22日警察訓令第15号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年12月12日警察訓令第47号)

この訓令は、令和5年1月1日から施行する。

附 則(令和5年9月28日警察訓令第52号)

この訓令は、令和5年10月1日から施行する。

附 則(令和5年12月4日警察訓令第60号)

この訓令は、公布の日から施行する。